



金 沢 市 公 報

号外第12号の6

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 5
金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課) 1		金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (") 6
金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (") 3		金沢市基準該当障害福祉サービスの事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (") 18

規 則

金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉センター条例施行規則(昭和44年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「センター」という」を「農園を除く」に改める。

第3条中「センターを」を「金沢市老人福祉センター(農園を除く。)を」に、「センターの」を「金沢市老人福祉センター(以下「センター」という。)の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(農園の使用に係る公募等)

第3条の2 市長は、農園を使用することができる者(以下「使用予定者」という。)を新聞、インターネット、掲示その他の方法による公募により決定するものとする。

2 市長は、前項の公募による応募者の数が募集した農園の区画数を超えるときは、抽せんその他公正な方法により使用予定者を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により使用予定者を決定した場合において、農園の区画に当該使用予定者の使用に供しない区画があるときは、同項の公募によらないで、当該区画に係る使用予定者を決定することができる。

第4条中「条例第8条の別表に定める特別室を使用する」を「特別室を使用しようとする」に、「金沢市老人福祉センター特別室使用許可書」を「金沢市老人福祉センター使用承認書」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(農園の使用の申請)

第4条の2 農園を使用しようとするときは、金沢市老人福祉センター農園使用申請書(様式第7号)を市長に提出し、金沢市老人福祉センター農園使用承認書(様式第8号)の交付を受けなければならない。

(使用料の減免)

第4条の3 条例第8条の2の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢市老人福祉センター使用料減免申請書(様式第9号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復等)

第4条の4 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちにセンターの設備等を原状に復さなければならない。

2 農園の使用者は、適正にその管理をしなければならない。

第6条中「様式第7号」を「様式第10号」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

金沢市長 印

金沢市老人福祉センター特別室使用承認書

年 月 日付けで申請のあった特別室の使用については、次のとおり承認します。

使 用 日 時	月 日	午前・午後	時から	時まで
使 用 予 定 人 員	人			
使 用 特 別 室 名				
承 認 番 号	第 号	使 用 料	円	

(注) 本書は、必ずセンターの受付へ提示してください。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第7号(第4条の2関係)

金沢市老人福祉センター農園使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

金沢市老人福祉センターの農園を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間	
栽 培 予 定 作 物	
備 考	

様式第8号(第4条の2関係)

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

金沢市長 印

金沢市老人福祉センター農園使用承認書

年 月 日付けで申請のあった農園の使用については、次のとおり承認します。

使 用 期 間			
栽 培 予 定 の 作 物			
使 用 の 条 件			
承 認 番 号	第 号	使 用 料	円

様式第9号(第4条の3関係)

金沢市老人福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 (印)
(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢市老人福祉センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用の日時(期間)	
使用する施設	
使用料の額	
減免申請額	
申請の理由	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(有料老人ホームの設置届等)

第12条 法第29条第1項の規定による設置の届出は、有料老人ホーム設置届(様式第17号)によるものとする。

2 法第29条第2項の規定による変更の届出は、有料老人ホーム変更届(様式第18号)によるものとする。

3 法第29条第3項の規定による廃止又は休止の届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(様式第19号)によるものとする。

様式第16号の次に次の3様式を加える。

様式第17号(第12条関係)

有料老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所在地
名称
代表者氏名 (印)

老人福祉法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置について、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 事業開始予定年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される便宜の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに施設の概要

- 8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入居定員及び居室数
- 12 市場調査などによる入居者の見込み
- 13 職員の配置の計画
- 14 利用料その他の入居者の費用負担の額
- 15 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 16 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 17 医療施設との連携の内容
- 18 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 19 長期の収支計画
- 20 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対して交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

様式第18号（第12条関係）

有料老人ホーム変更届

年 月 日

（宛先）金沢市長

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付で届け出た有料老人ホームの事項の変更について、老人福祉法第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置届出年月日
- 3 変更事項
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

様式第19号（第12条関係）

有料老人ホーム廃止（休止）届

年 月 日

（宛先）金沢市長

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付で届け出た有料老人ホームの廃止（休止）について、老人福祉法第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日
 [休止期間 年 月 日から]
 (休止期間)
 [休止期間 年 月 日まで]
- 3 廃止（休止）の理由

4 現に便宜を受け、又は入居している者に対する措置

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市障害児通園施設条例施行規則（昭和53年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「入所児童」を「金沢市障害児通園施設ひまわり教室(以下「ひまわり教室」という。)に入所している児童（条例第4条に規定する特例児童（以下「特例児童」という。）を含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知識技能を習得させ、生活能力を向上させ、又は社会との交流を促進させること。

第4条第1項を次のように改める。

ひまわり教室に入所しようとする児童（特例児童を除く。以下この条において同じ。）の保護者及び特例児童は、入所申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該児童の保護者及び特例児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の7第9項（法第21条の5の13第2項の規定により適用される場合を含む。）に規定する通所受給者証を提示しなければならない。

第4条第2項中「保護者」を「児童の保護者又は特例児童」に改める。

第5条中「入所児童」を「ひまわり教室に入所している児童」に、「その児童の保護者」を「当該児童（特例児童を除く。）の保護者及び特例児童」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「保護者」を「申請者」に、

「

入所申請書

を

金沢市障害児通園施設ひまわり教室に入所させたいので申請します。

」

「

入所申請書

に

金沢市障害児通園施設ひまわり教室に入所させたいので申請します。
入所したい

」

改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「保護者」を「届出者」に、

「

退 所 届

を

下記の理由により退所したいので、届け出ます。

」

「

退 所 届

に

下記の理由により退所させたいので届け出ます。
退所したい

」

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第20条第2項」の次に「（法第51条の6第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第9条中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「介護給付費等支給申請内容変更届」を「介護給付費等支給申請内容変更届出書」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「受給者証再交付申請書」を「障害福祉サービス受給者証等再交付申請書」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 法第30条第1項第1号の規定により支給する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた同条第3項第1号に定める額を合計した額から、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して令で定める額（令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

第14条から第16条までを次のように改める。

第14条から第16条まで 削除

第19条を次のように改める。

（指定障害福祉サービス事業所等指定申請書）

第19条 法第36条第1項、第38条第1項及び第41条第1項の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所等指定申請書（様式第8号）によるものとする。

- 2 法第36条第1項、第38条第1項及び第41条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

第19条の次に次の16条を加える。

（特定障害福祉サービス事業所等変更指定申請書）

第19条の2 法第37条第1項及び第39条第1項の規定による申請は、特定障害福祉サービス事業所等変更指定申請書（様式第9号）によるものとする。

（指定障害福祉サービス事業所等変更届出書等）

第19条の3 法第46条第1項の規定による変更の届出及び同条第3項の規定による届出は、指定障害福祉サービス事業所等変更届出書（様式第10号）によるものとする。

- 2 法第46条第1項の規定による再開の届出及び同条第2項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第11号）によるものとする。

（指定辞退届出書）

第19条の4 法第47条の規定による辞退は、指定障害者支援施設指定辞退届出書（様式第11号の2）によるものとする。

（指定障害福祉サービス事業所等の指定等の公示）

第19条の5 法第51条の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 指定、廃止若しくは指定の辞退又は指定の取消しに係る障害福祉サービスの種類
- (4) 指定、廃止若しくは指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (5) 主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要があると認める事項

(地域相談支援給付決定に係る申請書)

第19条の6 法第51条の6第1項の規定による申請は、介護給付費等支給申請書(様式第1号)によるものとする。

(地域相談支援受給者証)

第19条の7 法第51条の7第8項の地域相談支援受給者証の様式は、様式第11号の3のとおりとする。

(地域相談支援給付決定の変更に係る申請書)

第19条の8 法第51条の9第1項の規定による申請は、介護給付費等支給決定変更申請書(様式第4号)によるものとする。

(地域相談支援給付申請内容の変更に係る届出書)

第19条の9 令第26条の7の規定による届出は、介護給付費等支給申請内容変更届出書(様式第5号)によるものとする。

(地域相談支援受給者証の再交付に係る申請書)

第19条の10 令第26条の8の規定による申請は、受給者証等再交付申請書(様式第6号)によるものとする。

(特例地域相談支援給付費の支給)

第19条の11 省令第34条の53第1項の申請書の様式は、特例介護給付費等支給申請書(様式第7号)のとおりとする。

2 法第51条の15第1項の規定により支給する特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)とする。

(計画相談支援給付費支給申請書)

第19条の12 省令第34条の54第1項の規定による申請書の様式は、計画相談支援給付費支給申請書(様式第11号の4)のとおりとする。

(指定一般相談支援事業所等の指定に係る申請書)

第19条の13 法第51条の19第1項、第51条の20第1項及び第51条の21第1項の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所等指定申請書(様式第8号)によるものとする。

2 法第51条の19第1項、第51条の20第1項及び第51条の21第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定一般相談支援事業所等の申請の内容変更に係る届出書等)

第19条の14 法第51条の25第1項及び第3項の規定による変更の届出は、指定障害福祉サービス事業所等変更届出書(様式第10号)によるものとする。

2 法第51条の25第1項及び第3項の規定による再開の届出並びに同条第2項及び第4項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書(様式第11号)によるものとする。

(指定一般相談支援事業所等の指定等の公示)

第19条の15 法第51条の30の規定による公示は、同条第1項各号及び第2項各号の指定等に係る指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、廃止又は指定の取消しに係る相談支援の種類
- (4) 指定、廃止又は指定の取消しの年月日
- (5) 主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(指定相談支援事業者の業務管理体制届出書等)

第19条の16 法第51条の31第2項及び第4項の規定による届出は、業務管理体制整備等届出書(様式第11号の5)によるものとする。

2 法第51条の31第3項の規定による届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書(様式第11号の6)によるものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)

第19条の17 省令第65条の9の2第1項の申請書の様式は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(様式第11号の7)のとおりとする。

第28条中「措置等」を「指定等」に改める。

様式第1号中「第17条関係」を「第17条、第19条の6関係」に、「介護給付費等（訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費）」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域相談支援給付費」に、「フリガナ」を「ふりがな」に、

	行動援護	/		を
	児童デイサービス			

	行動援護	/		に、
--	------	---	--	----

旧 法 施 設 支 援	旧身体障害者更生施設（入所・通所）	旧身体障害者療護施設（入所・通所）	を
	旧身体障害者授産施設（入所・通所）	旧知的障害者更生施設（入所・通所）	
	旧知的障害者授産施設（入所・通所）	旧知的障害者通勤寮	

地 域 相 談 支 援	地域移行支援	/		に、
	地域定着支援			

「サービス利用計画」を「サービス等利用計画」に、「指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設」を「指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくは指定一般相談支援事業者」に、「（旧法指定施設を除く。）」を「又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）」に入院している者が地域移行支援」に、「介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）」を「指定障害者支援施設」に改める。

様式第2号その1（表）中「第20条第2項前段」の次に「（同法第51条の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同その1（裏）中「第20条」の次に「及び第51条の6」を加え、同様式その2（表）中「第20条第2項後段」の次に「（同法第51条の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同その2（裏）中「第20条」の次に「及び第51条の6」を加える。

様式第3号中「フリガナ」を「ふりがな」に、

旧 法 施 設 支 援	
サービス種類	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

				に、
--	--	--	--	----

サービス利用計画費の支給決定内容	
支給期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援又は旧法支援施設	

を

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	

に、

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合 (原則)	1 割	負担上限月額	

を

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	

に、

様式第4号中「(第10条関係)」を「(第10条、第19条の8関係)」に、「フリガナ」を「ふりがな」に、

行動援護	/	
児童デイサービス		

を

行動援護	/	
------	---	--

に、

旧法施設支援	施設入所支援	
	身体障害者更生施設 (入所・通所)	身体障害者療護施設 (入所・通所)
	身体障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者更生施設 (入所・通所)
	知的障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者通勤寮

を

施設入所支援	/	
--------	---	--

に

改め、「(旧法指定施設を除く。)」を削り、「介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)」を「指定障害者支援施設」に改める。

様式第5号中「(第11条関係)」を「(第11条、第19条の9関係)」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第6号中「(第12条関係)」を「(第12条、第19条の10関係)」に、「障害福祉サービス受給者証再交付申請

書」を「障害福祉サービス受給者証等再交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、

「障害福祉サービス受給者証」を「障害福祉サービス受給者証
地域相談支援受給者証」に改める。

様式第7号中「第18条関係」を「第18条、第19条の11関係」に、「あて先」を「宛先」に、「特例介護給付費等（特例訓練等給付費・特定特例障害者特別給付費）」を「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付

費・特例地域相談支援給付費」に、
「フリガナ 申請者氏名」を「ふりがな 申請者氏名」に、

「

受給者証番号									

」を「

受給者証番号									
地域相談支援受給者証番号									

」に、

「特例介護給付費（特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費）請求額」円 を

「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費請求額」円 に、

「フリガナ 支給決定に係る障害児氏名」を「ふりがな 支給決定に係る障害児氏名」に、

「

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	1 普通	2 当座	3 その他			
	金融機関コード	店舗コード	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

」を

「

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	1 普通	2 当座	3 その他			
	金融機関コード	店舗コード	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

」に、

「フリガナ 氏名」を「ふりがな 氏名」に改める。

様式第8号から様式第11号までを次のように改める。

様式第8号 (第19条、第19条の13関係)

指定障害福祉サービス事業所等指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者



障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

		事業所(施設)所在地 市町村番号				
申請者 (設置者)	ふりがな					
	名 称					
	主たる事務所の所在地					
	法人である場合 その種別			法人所轄庁		
	連 絡 先					
	代表者の職・氏名	職名			ふりがな	
					氏 名	
代表者の住所						
指定を受けようとする事業所・施設の種類	ふりがな					
	名 称					
	事業所(施設)の所在地					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	備 考	
	指定障害福祉サービス事業所					他の法律の規定により、既に事業等の指定等を受けている場合は、その事業所(施設)番号等を下欄に記載してください。
	指定障害者支援施設					
指定一般相談支援事業所						
指定特定相談支援事業所						

法律の名称	事業等の種類	指定年月日	事業所番号
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 1 事業所（施設）所在地市町村番号欄には記載しないでください。
- 2 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 同一所在地において行う事業等の種類欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「 」を記載してください。

様式第9号（第19条の2関係）

特定障害福祉サービス事業所等指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者



障害者自立支援法に規定する特定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設の変更指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

		事業所（施設）所在地 市町村番号					
申請者 (設置者)	ふりがな						
	名 称						
	主たる事務所の所在地						
	法人である場合 その種別			法人所轄庁			
	連絡先						
	代表者の職・氏名	職名	ふりがな				
			氏 名				
代表者の住所							
変更指 定を受 けよう とする 事業所 ・施設 の種類	ふりがな						
	名 称						
	事業所（施設） の所在地						
	同一所在地において 行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等 の事業開始予定年月日	様式	備 考		
	特定障害福祉サ ービス事業所				他の法律の規定により、 既に事業等の指定等を受 けている場合は、その 事業所（施設）番号 等を下欄に記載してく ださい。		
指定障害者 支援施設				他の法律の規定により、 既に事業等の指定等を受 けている場合は、その 事業所（施設）番号 等を下欄に記載してく ださい。			
備 考							

法律の名称	事業等の種類	指定年月日	事業所番号
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 1 事業所（施設）所在地市町村番号欄には記載しないでください。
- 2 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 同一所在地において行う事業等の種類欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「 」を記載してください。

様式第10号（第19条の3、第19条の14関係）

指定障害福祉サービス事業所等変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
名称
代表者



次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
変更があった事項	変更の内容	
	(変更前)	
	(変更後)	
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第11号 (第19条の3、第19条の14関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名称
 代表者



次のとおり事業の廃止・休止・再開をしたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
	指定障害福祉サービス、 指定地域相談支援及び指 定計画相談支援の種類	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現に指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指 定計画相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

様式第11号の次に次の7様式を加える。

様式第11号の2 (第19条の4関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名称
 代表者



次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

様式第11号の13 (第19条の7関係)

(一)		(二)		(三)	
地域相談支援受給者証		地域相談支援給付費の給付決定内容		計画相談支援給付費の支給内容	
受給者証番号				支給期間	
地域相談支援給付決定障害者	居住地	地域相談支援の種類		年 月 日から	年 月 日まで
	ふりがな	地域相談支援給付量等		指定特定相談支援事業所名	
	氏名	地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	モニタリング期間	
	生年月日	地域相談支援の種類		予備欄	
障害種別	1 2 3	地域相談支援給付量等			
交付年月日	年 月 日	地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支給市町村名及び印		予備欄			

様式第11号の4 (第19条の12関係)

計画相談支援給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

障害者自立支援法に規定する計画相談支援給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名	㊞		
	居住地			
	ふりがな		生年月日	年 月 日
支給申請に係る障害児氏名			続柄	

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)
ふりがな		申請者との関係
氏名		
住所		

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第11号の5 (第19条の16関係)

業務管理体制整備等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名



障害者自立支援法に規定する業務管理体制の整備・区分の変更について届け出ます。

		事業所番号				
届出種別	整備					
	区分の変更					
事業者	ふりがな					
	名称					
	主たる事務所の所在地					
	連絡先					
	法人の種別					
	代表者の職・氏名	職名	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所					
届出内容	ふりがな			指定年月日	年 月 日	
	事業所(施設)の名称					
	事業所(施設)の所在地					
	事業所番号					
	事業所数	合計		箇所		
	届出事項					
	区分変更	区分変更前行政機関名称及び担当部局名等				
		区分変更後行政機関名称及び担当部局名等				
		事業所番号				
		区分変更の理由				
区分変更日						

備考 法人の種別欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。

様式第11号の6 (第19条の16関係)

業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名称
 代表者

㊞

次のとおり業務管理体制に係る届出事項を変更しましたので、届け出ます。

変更があった事項	事業所番号
	変更の内容
	(変更前)
	(変更後)

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第11号の7 (第19条の17関係)

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

ふりがな		障害者自立支援法	児童福祉法	介護保険法
申請者氏名	㊞	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号	
生年月日	年 月 日			
居 住 地		続 柄		
支給決定に係る障害児氏名		生年月日	年 月 日	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		申請に係るサービス利用月	年 月分	
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額				

	氏 名	生年月日	障害者自立支援法 児童福祉法 介護保険法	
			制 度	受給者証番号又は被保険者証番号
同一世帯に属する他の支給決定障害者等				

(注1) 18歳以上(入所施設利用者は、20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

(注2) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所			
	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
			1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市障害者自立支援法施行細則の規定による障害福祉サービス受給者証は、改正後の金沢市障害者自立支援法施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第18項第2号」を「第5条第22項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 特例介護給付費等の額は、1月につき、同一の月に受けた当該基準該当障害福祉サービスについて法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準

該当障害福祉サービスに要した費用の額とする。以下「特例介護給付費等基準額」という。)を合計した額から、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)で定める額(同令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

第3条第7項を次のように改める。

- 7 基準該当事業者は、特例介護給付費等の支払に関して、法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準並びに法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(基準該当障害福祉サービスの取り扱いに関する部分に限る。)に照らして審査を受けるものとする。

第3条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

第6条第1項中「、児童デイサービス」を削る。

第7条第3項中「休止し、」を「若しくは休止しようとするとき」に改める。

第8条第1号中「指定障害福祉サービス基準省令で定める基準」を「法第43条第1項の条例で定める基準(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に関する部分に限る。)」に改め、同条第2号中「指定障害福祉サービス基準省令に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に関する部分に限る。)」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「廃止(休止・再開)」を「廃止・休止・再開」に、

「

基準該当事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

基準該当事業所番号	
-----------	--

」に

改め、同様式の備考第2項中「廃止・休止・再開」を「再開」に改め、同備考に次の1項を加える。

- 3 廃止・休止の日から1月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷
平成24年(2012年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄